

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第 210 回国会】令和 4 年 10 月 24 日（月）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件（衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」）

- ・参考人から説明を聴取することに協議決定しました。
- ・参考人川人貞史君から衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」についての説明を聴取しました。
- ・参考人に対し委員長が委員会を代表して質疑を行いました。

（参考人）衆議院議員選挙区画定審議会会長 川人貞史君
衆議院議員選挙区画定審議会会長代理 久保信保君

（質疑者及び主な質疑事項）

委員長 平口洋君

（1） 基本的な考え方について

ア 今回の区割り改定は、平成 28 年に成立したいわゆる「衆議院選挙制度改革関連法」に基づき、都道府県への定数配分についてアダムズ方式を完全に採用するものであるが、どのような手順で改定作業を行い、どのような議論がなされたのかについての確認

イ 改定作業において難しかった点、特に留意した点についての確認

（2） 「区割り改定案の作成方針」について

ア 「作成方針」では、「市区町村の区域は、分割しないことを原則とする」とし、3つの選挙区に分割されていた5市区はいずれも分割が解消され、分割市区町の数に105市区町から32市区に大きく減少した。一方で、2道県において分割区の数が増え、32市区で分割が解消されていない状況にある。このような市区町の分割について、どのように考え、対処したのかについての確認

イ 「作成方針」では、昨年の「第49回衆議院議員総選挙における当日有権者数において較差2倍以上となっている状況も考慮するものとする」とし、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の要件に当てはまらない2道県5選挙区の区割りを変更した。この改定を行った際の考え方についての確認

（3） 改定案について

ア 改定案では、全小選挙区の半数近くの25都道府県、140選挙区が改定の対象となり、特に「10増10減」の対象都県では多くの選挙区の区割りが変更された。区割りの改定対象となる選挙区が過去最多となったことについての審議会の見解

イ 従来、周知期間が1か月とされてきたが、適切な周知期間についての審議会の見解

ウ 改定案では、選挙区間の最大人口較差は、現在の2.096倍から1.999倍に縮小したが、これは衆議院議員選挙区画定審議会設置法の定める「2倍未満」をかるうじて満たした数値である。今後の人口動向の傾向からすると、早晚、較差2倍以上となる選挙区が生じることも考えられるが、今回の改定案の較差についての審議会の評価

（4） 都道府県知事意見について

ア 審議会では、改定作業を進めるに当たって、各都道府県の知事から意見を聴取している。これらの意見をどのように審議し、どのような形で改定案に反映したのかについての確認

イ 知事意見では、地方選出議員の減少が避けられないことや、これにより地方の声が国政に届きにくくなることへの懸念が少なからず示されているが、このような意見について、政治学が専門である川人参考人の見解